Vol.59　発行日　令和8年11月

岡山県教育庁　人権教育・生徒指導課

生徒指導 Leaflet @ OKAYAMA

リーフ

誰一人取り残されない岡山県の教育に向けて

生徒指導と学習指導の一体化⑤

～安全・安心につながる「学習規律」～

　生徒指導と学習指導の一体化についてのイメージを深めるために、生徒指導の実践上の４つの視点をいかした取組について、具体例の紹介の最終回となります。
　今回は「学習規律」の意味を「安全・安心な風土の醸成」の視点から読み解いてみましょう。

コラム　人生課長の独り言～一歩進めるためのヒント～

「学習規律」の価値

　改訂された『生徒指導提要』では、すべての児童生徒の発達を支える「発達支持的学生徒指導」が基盤に据えられ、「自己決定の場の提供」や「安全・安心な風土の醸成」が重視されています。児童生徒が自ら問いを発し、難易度や学習方法を「自己決定」するためには、その「器」となる学級が心理的に安全・安心な場所でなければなりません。

　「自分の意見を言っても、誰からも笑われない」「最後まで話を聴いてもらえる」という強固な安心感があって初めて、児童生徒は失敗を恐れずに挑戦（自己決定）することができます。この「心理的安全性」を物理的・システム的に担保するものこそが、他者を尊重し、授業を成立させるための「学習規律」に他なりません。

　学級経営には、ルールや規範を整える「秩序の軸」と、相互理解や対話を深める「関係の軸」の双方が不可欠です。これらは対立するものではなく、車の両輪です。「何をやってもいいよ」という自由（放任）は、児童生徒を不安にし、結果として同調圧力や人間関係の固定化を招きます。例えば、教師が「今日選べる活動は３つ。ただし『誰も傷つけない言葉を使う』『時間を守る』という規律は全員共通」という強固な外枠（ルール）を絶対に譲らないからこそ、児童生徒はその枠の中で心から安心して個性を発揮し、自己決定を楽しむことができるのです。

　先生方が日々指導されている「話の聞き方」「応答の仕方」「１人１台端末の適切な活用ルール」といった日々の丁寧な学習規律の徹底は、児童生徒に「あなたの存在も、他者の存在も、等しくこの教室で守られている」というメッセージを伝える、極めて重要な生徒指導の実践です。

　一律の型にはめるための「縛る規律」から、多様な学びと挑戦を支える「守る規律」へ。誰もが安心して「分からない」と言え、何度でもやり直せる温かい教室を、教職員のチームワークで築いていきましょう。（髙橋）

人権教育・生徒指導課のホームページもご覧ください。
https://www.pref.okayama.jp/soshiki/350/

岡山県教育庁
人権教育・生徒指導課

〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下２－４－６
Tel:086-226-7589　Fax:086-224-2134

Q.「学習規律」の価値を生徒指導の視点で考えるとどうなりますか？

学習規律の価値の再確認

A.かつて学校が荒れていた時代においては、学習規律により児童生徒を管理することで、学校での様々な教育活動を支えていたと言えます。この学習規律を中心とした「授業を成立させるための生徒指導」の重要性は今も変わっていませんが、規律をそろえることの価値は、時代に伴い、少し変わってきていると思います。

安全・安心な風土を育む「学習規律」

ポイント①：「学習規律」を校内で統一して徹底する

『岡山型学習指導のスタンダード』では、学習規律をそろえる際の具体的な項目として「学びのかなめ」が示されています。これらを教員個人の判断に任せるのではなく、校内で統一した規律として全ての教員が徹底することが、児童生徒の安全・安心につながります。

そろえるべき具体的な項目として、学習用具、時間、姿勢、話し方、挨拶、整頓、掃除の７つが示されており、小学校低学年では、机の上の筆箱や教科書の置く位置、ノートを開くタイミングに至るまでそろえることが例示されていますが、このような学習規律が学年によって異なったり、担任によってまちまち（ダブルスタンダード）であったりすると、児童生徒は混乱し安心感が損なわれます。

ポイント②：中学校区全体でルールを統一する

単一の学校内だけでなく、小学校から中学校までの９年間を見通してルールを揃えることは非常に効果的です。

ある中学校区では、学級会活動の話し合いのルールを小１から中３まで統一しました。話し合いのルールは維持しつつ、発達段階に応じて話し合いの内容（質）を高めた結果、進級・進学後も児童生徒が迷わず主体的に活動できるようになり、学校とのつながりが強化された結果、不登校やいじめが減少しました。

共通の「型」があることで、児童生徒は「自分たちで解決できる」という自信を持つことができます。その自信が学校生活全般の安全・安心感を生み出します。

ポイント③：「管理」のためではなく「児童生徒の安心」のためという意識をもつ

規律を揃える目的を、教師側の「指導（管理）のやりやすさ」に置かないことが大切です。

ルールを徹底することは、児童生徒を縛ることではなく、全員が平等に安心して教育を受けられるための「基盤」を整えることであるという考え方に立つことが必要です。

この「授業を成立させるための生徒指導（規律の徹底）」という土台があってこそ、児童生徒が自ら考え、表現する「授業に内在化した生徒指導」が効力を発揮します。

このように、「校内・中学校区での統一」と「学習規律の徹底」を、「児童生徒の安全・安心のため」という目的意識で行うことが、健全な学校風土を醸成する鍵となります。

『提要』のダウンロードはコチラ

「授業の中の2つの生徒指導」を意識する

２つの生徒指導

授業の中の生徒指導には、規律を徹底する「授業を成立させるための生徒指導」と、４つの視点を意識した「授業に内在化した生徒指導」の２つの側面があります。

学習用具、時間、姿勢などの「学習規律」をそろえる指導（授業を成立させるための生徒指導）は、全員が平等に安心して教育を受けられるための「基盤」となります。

この安定した基盤があって初めて、児童生徒が自ら考え、選択する「自己決定」などの主体的な取組が可能になり、児童生徒が主役となる授業へと「一歩先へ！」進むことができます。「授業を成立させるための生徒指導」は、主体的・対話的で深い学びの実装のための必須条件なのです。

POINT

「揃える」ことが、主体的な学習への近道になる